

報告第6号

平成20年度決算に基づく天理市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく天理市健全化判断比率を次のとおり報告する。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.2	91.5
(12.87)	(17.87)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表す。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を表す。

平成21年9月2日提出

天理市長 南 佳 策